

減水量の申告に係るお手続きの流れ

【排水設備申請時(工事着工前)に】

1 お客様 下水道課へ事前にご相談ください。

○申請書及び図面等の資料(「汚水排出量の減水量の申告について」をご確認ください。)を市役所下水道課にお持ちください。注意事項等や手続きについて職員がご説明いたします。

2 お客様 私設置量水器を設置してください。

○事前の相談時から変更が生じ場合は、その都度ご連絡ください。
○設置が完了したら、「私設置量水器(使用・変更・廃止)届」を提出してください。

3 下水道課 現地を確認させていただきます。

○事前提出資料に基づき現地を確認後、お客様あてに減水に係る申請に対する回答書を送付します。

【検針日が来たら】

4 お客様 減水量を申告してください。

○水道の検針日に合わせて私設置量水器の使用水量をチェックし、「減水量申告書(汚水排出量申告書)」を市に提出してください。

【ご注意ください】

申告書の提出は必ず検針日から3日以内に行ってください。期日を過ぎますと減水が認められない場合があります。

5 下水道課 申告内容を審査します。

減水が認められる場合

全体の水道使用水量から公共下水道へ排出されない分を控除した水量で下水道使用料を計算します。
(水道使用量) - (減水量) = (汚水排出水量)

減水が認められない場合

原則どおり、水道の使用量で下水道使用料金を計算します。
(水道使用量) = (汚水排出水量)